第51回大阪府地方港湾審議会会議録

日時　令和４年12月21日（水）午後１時

場所　ＡＴＣ　ＩＴＭ棟10階

大阪港湾局　第8・9会議室

第51回大阪府地方港湾審議会会議録

１　開催年月日及び場所

　　　令和４年１２月２１日（水）午後１時から午後２時００分まで

　　　ＡＴＣ　ＩＴＭ棟１０階　大阪港湾局　第８・９会議室

２　出席委員

　　　委　　員：竹 林 幹 雄　　　〔神戸大学大学院　教授〕

　　　委　　員：松 尾 俊 彦　　　〔大阪商業大学　教授〕（Web出席）

　　　委　　員：紅 谷 昇 平　　　〔兵庫県立大学大学院　准教授〕（Web出席）

　　　委　　　　員：毛海 千佳子　　　〔近畿大学　准教授〕（Web出席）

　　　委　　　　員：黒 坂 則 子　　　〔同志社大学　教授〕（Web出席）

　　　委　　　　員：宮 城 勉　　　〔大阪商工会議所　専務理事〕

　　　委　　　　員：森 下 貴 史　　　〔大阪船主会　副会長〕

　　　委　　　　員：岡　　　 修　　　〔大阪府漁業協同組合連合会　代表理事会長〕

　　　委　　員：小 嶋 敏 弘　　　〔大阪港湾労働組合協議会　議長〕

　　　委　　　　員：三 橋 弘 幸　　　〔大阪府議会議員〕

　　　委　　員：前 田 将 臣　　　〔大阪府議会議員〕（Web出席）

　　　委　　員：垣見大志朗　 　〔大阪府議会議員〕

　　　委員：奥 田 悦 雄　　　〔大阪府議会議員〕

　　　委員代理：堀 内 隆 文　 　 〔泉大津市　地域経済課課長補佐〕（Web出席）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （泉大津市長　南出　賢一 委員の代理）

　　　委員代理：前 田 淳　　　〔岸和田市　魅力創造部長〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （岸和田市長　永野　耕平 委員の代理）

　　　委員代理：西 岡 敏 雄 　 　〔大阪税関　監視部次長〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （大阪税関長　沖部　望 委員の代理）

　　　委員代理：倉富 樹一郎　　　〔近畿地方整備局　大阪港湾・空港整備事務所長〕

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（近畿地方整備局長　渡辺　学 委員の代理）

　　　委員代理：山 口 則 夫　 　 〔近畿運輸局　海事振興部貨物港運課長〕（Web出席）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （近畿運輸局長　金井　昭彦 委員の代理）

　　　委員代理：東 條 英 一　　　〔堺海上保安署長〕（Web出席）

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　（大阪海上保安監部長　増田　克樹 委員の代理）

　　　委員代理：西　　智 治　 　 〔岸和田海上保安署　次長〕

　　　　　　　　　　　 　　　　　　　（岸和田海上保安所長　池田　大助 委員の代理）

欠席委員

　　　委　　員：溝 江 輝 美　　　〔大阪港運協会　会長〕

　　　委　　　　員：柴 山 恒 晴　　　〔大阪倉庫協会　会長〕

　　　委　　員：佐 藤 宗 昭　　　〔全日本海員組合大阪支部　支部長〕

３　議事

　　大阪府地方港湾審議会会長の選任について

　【第１号議案】堺泉北港港湾計画の軽易な変更について

　【第２号議案】阪南港分区の変更について

４　審議経過

⑴　開　会

事務局から、会議を開会する旨が宣言された。

⑵　会議成立の報告及び会議公開の確認

事務局から、大阪府地方港湾審議会運営要綱第５条第１項及び第２講の規定によるウェブ会議での出席８名を含めた委員20名が出席しており、条例第６条第２項の規定により、会議が成立していることが確認された。

また、会議を公開とすることについて確認がなされた。

⑶　委員紹介

事務局から委員の紹介がなされた。

⑷　配布資料の確認

　事務局から配布資料の確認がなされた。

⑸　挨　拶

大阪港湾局長から挨拶があった。

⑹　議　事

大阪府地方港湾審議会会長の選任について

　　事務局から、会長の選任について委員に意見を募ったところ、松尾委員から竹林委員を会長に推薦する旨の提案があり、竹林委員を会長とすることを全会一致で定めた。

　　なお、竹林会長が、条例５条３項の規定により、松尾委員を会長職務代理者に、大阪府地方港湾審議会運営要綱第６条第２項の規定により、宮城委員を会議録署名人にそれぞれ指名した。

【第１号議案】　堺泉北港港湾計画の軽易な変更について

　　港湾管理者から、「堺泉北港港湾計画の軽易な変更」について、資料により説明がなされた。その後、原案は適当である旨決して、答申することとなった。

また、答申にかかる事務手続は、事務局に一任することとなった。

【第２号議案】　阪南港分区の変更について

　　港湾管理者から、「阪南港分区の変更」について、資料により説明がなされた。その後、原案は適当である旨決して、答申することとなった。

また、答申にかかる事務手続は、事務局に一任することとなった。

⑺　その他意見等

　・本審議会の第２号議案と同地域の「アクアパーク」について、今回の分区変更による跡地利用と併せてアクアパークについても活性化の取組を考えてもらいたい。

　・本審議会の第２号議案の周辺地域である地蔵浜において、下水道の整備が不十分であるため、施設の建設や投資への支障となっている。同地域を活性化させていくためにもインフラ整備をお願いしたい。

５　閉会